

令和6年度 地域再生マネージャー事業 主な変更点

1. 事業全体の変更点

(1) 「地域再生マネージャー事業」実施要綱の統一と申請手続の共通化

実施要綱について、3事業それぞれの要綱を1本化し、手続を共通化することで、申請時に効率的に市町村等の課題や目的に沿った補助金の交付申請ができるよう改善しました。

(2) 事前相談制度の新設（要綱第8条、第22条）

- ・各事業の申請にあたり、市町村等が申請書を作成する際の支援を行います。
 - ・支援を希望される場合は、財団の各事業担当宛にメールでご相談ください。
- ※詳細は、別添『地域再生マネージャー事業 事前相談制度』をご覧ください。

(3) 共同事業の申請方法変更（要綱第9条2項）

複数市町村が共同申請する際の申請方法については、代表市町村の申請に加え他市町村の同意書を提出する必要がありましたが、令和6年度より申請書にすべての市町村名を連名で記載するよう、運用を改めました。

(4) 地域再生マネージャーの専門領域見直し

地域再生マネージャーの専門領域を見直し、市町村等の地域課題に合った外部専門家の選択ができるよう整理しました。

※地域再生マネージャーリスト URL：https://www.furusato-zaidan.or.jp/chiiki/mg_ichiran/

2. 各事業内容の主な変更点

(1) ふるさと再生事業

○補助対象事業の明確化（要綱第4条1項1号）

補助対象事業について、「地域住民が主体による持続可能な実施体制を構築し、地域資源等を活用したビジネス創出」としていたものを、令和6年度より『地域資源を活用したビジネスの創出、観光・農林水産業等の振興による地域経済の活性化、地域への移住・定住の促進、関係人口の創出等』を追加で明記しました。

○補助対象経費の制限緩和（要綱第5条1項1号）

外部専門家に係る人件費及び旅費を、補助対象経費の2分の1以上の割合にする必要がありましたが、令和6年度より人件費、旅費割合の制限を廃止し、柔軟な事業実施ができるように改善しました。

ただし、補助対象経費には、外部専門家の活用に関する経費として、十分に活動できるための所要の額を含めてください。

(2) まちなか再生事業

○補助対象期間の拡大（要綱第4条3項）

令和5年度までは単年度限りの補助としていましたが、ふるさと再生事業と同様に、最大3か年度まで補助対象とすることが可能になり、複数年度に渡り計画的に事業を実施することができるよう改善しました。

○補助対象経費の制限緩和（要綱第5条1項2号）

補助対象経費について、市町村等と外部専門家（まちなか再生専門家）との委託契約に関する費用のみに限定していましたが、令和6年度より当該要件を廃止し、ふるさと再生事業と同様に、市町村等が執行できる経費として委託契約以外の費用（その他委託料、会議費、印刷製本費、広告宣伝費、原材料費、旅費、消耗品費、通信運搬費、その他補助対象事業を実施するために必要となる経費）についても補助対象経費として取扱いできるよう改善しました。

(3) 外部専門家短期派遣事業

○派遣する外部専門家の選定方法の弾力化

派遣する外部専門家について地域再生マネージャー（財団ホームページ参照）の中から選定する方法のみに限定していましたが、令和6年度は原則として地域再生マネージャーの中から選定する方法に変更しました。具体的には、地域再生マネージャー以外の専門家を選定する場合も、財団が認めた場合は派遣が可能になり、幅広い視点から助言を受けることが可能になりました。